

簡易印刷請負契約書（案）

1. 件名 平成30年度簡易印刷（単価契約）
2. 契約期間 自 平成30年 4月 2日
至 平成31年 3月29日
3. 納入場所 茨城県つくば市立原1番地3
国立研究開発法人建築研究所
4. 契約金額 別紙単価表のとおり

頭書の簡易印刷について、発注者 契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正（以下「発注者」という。）と、受注者（以下「受注者」という。）とは次の条項により簡易印刷請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、発注者の発注する別紙単価表記載の品（以下「印刷物等」という。）を迅速に製作し、確実に納入し、係員の検査を受けるものとする。
 2. 受注者は、印刷物等の納入及び注文を受けるため、発注者の要求に応じて社員を派遣するものとする。
- 第2条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務はこれを第三者に譲り渡し又は承継させてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第3条 受注者は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
 2. 発注者は、受注者に対して、下請負人についての必要な事項の報告を求めることができる。
 3. 下請負人が当該契約に著しく不適當であると発注者が認めたときは、発注者は受注者に対し下請負人の変更を請求することができる。
- 第4条 発注者は、受注者が発注者より簡易印刷のため寄託を受けた原稿等を亡失、損傷したときは、受注者に対してその損害賠償を請求することができる。

第 5 条 この契約期間内に、予期することのできない異常な事由に基づく経済情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議のうえ頭書の契約金額を変更することができる。

第 6 条 受注者は納入した印刷物等の代金を毎月末に集計のうえ翌月に代金の請求を行うものとする。

2. 発注者は、前項の規定により提出された請求書が適正であると認めたときは、60日以内に支払うものとする。

3. 発注者の責に帰する事由により、前項の規定による代金の支払が遅延した場合は、受注者は発注者に対して年 2.7%の割合で遅延利息を請求することができる。

第 7 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一. 特別の理由がなく、発注者の指示に従わず業務を行わないとき。

二. 第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。

三. 前各号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四. 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の

契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 前項の規定により契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量をかけた金額の10分の1を徴収する。

第8条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2. 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
3. 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

第9条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2. 第7条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量をかけた金額（この契約締結後、契約単価及び予定数量の変更があった場合には、変更後の契約単価及び予定数量）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者または受注者の代理人若しくは使用人がこの契約に関して知り得た発注者の業務上の秘密を外部にもらし、または他の目的に利用してはならない。

第12条 この契約書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 茨城県つくば市立原1番地3
契 約 職
国立研究開発法人建築研究所
理 事 長 緑 川 光 正

受注者